

議事第1号

洞爺湖町史本文フォーマット案について

1. 各編に「扉」を1冊
扉裏面に写真を数枚掲載
2. 本文は1段組み
1行40字、1冊37行、1冊最大1,470字
3. 普通項目及び重点項目に共通

※「別紙1」参照

議事第2号

洞爺湖町史執筆詳細項目案について

1. 各章の執筆者が予定する詳細項目案
2. 各章の予定ページ

※「別紙2」参照

議事第 3 号

洞爺湖町史「資料編」編集方針について

I. 基本方針

1. 資料編は洞爺湖町史本編とは別冊とする
(ただし、本編の編集状況によっては本編内に組み入れることもある)
2. 編集は委託せず洞爺湖町が自前で行う
3. 体裁等は本編と同じとする A4版 100頁程度
4. 発刊時期は本編と同時期とする

II. 掲載内容

1. 年表

	1 案	2 案	3 案
掲載年	旧町村史発行以降について作成	旧各町村の開基以降(旧町村史掲載済)を含めて作成	旧町村史掲載済を含めて作成
		ただし、旧町村史掲載済分については主要事項を抜粋	
旧洞爺	昭和 50 年～平成 18 年 洞爺村史発行以降 31 年間	明治 20 年以降 香川県からの集団移住	集団移住以前についても掲載 斉明 4 年(658)～
旧虻田	平成 13 年～平成 18 年 虻田町史「行政編・資料編」以降 5 年間	寛政 12 年以降 和人の定住	和人定住以前も掲載 斉明 5 年(659)～
洞爺湖町	平成 18 年 3 月～令和 11 年 3 月 23 年間		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の主な出来事及び国・道の主な出来事を掲載 ・ 枚数を限定して写真を掲載 		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○旧町村史と記載内容が重複しない ○詳細な年表内容が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○和人の定住や集団移住という明確な出来事から進められる 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域全体の成り立ちから理解できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●古い年表は旧町村史を見る必要がある(現時点で旧町村史のデータ化公表の計画なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ●開基以前は旧虻田、旧洞爺限定のできごとはあまりない ●全体量が多くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ●開基以前の記載内容を再チェックする必要(労力が多大) ●全体量が多くなる

※年表レイアウト…資料 1

2. 公職者名簿等

	1案	2案	3案
作成年	旧町村史発行後に限定	旧町村史掲載年分を含めて作成	
作成名簿	下記の名簿区分のみ作成	「1案」の名簿区分のみ作成	旧町村史の名簿区分をそれぞれ踏襲 合併後1案の区分限定
公職者等	①町（村）特別職 ②町（村）議会議員	同 左	「旧洞爺村史区分」「旧虻田町史区分」は別紙のとおり
名誉町民	③名誉町民		
行政委員会委員	④選挙管理委員会委員 ⑤監査委員 ⑥農業委員会委員 ⑦固定資産評価委員会委員 ⑧教育委員会委員・教育長		
大臣嘱員	⑨民生委員・児童委員 ⑩保護司 ⑪人権擁護委員 ⑫行政相談委員		
自治・防災	⑬消防団団長 ⑭自治会連合会会長		
産業団体等	⑮農業協同組合長 ⑯洞爺湖漁協組合長 ⑰漁業協同組合長 ⑱商工会長 ⑲洞爺湖温泉観光協会会長 ⑳洞爺まちづくり観光協会会長		
社会福祉	㉑社会福祉協議会長		
表彰者等	㉒叙勲・褒章 ㉓町（村）功労表彰者		
メリット	○両町村統一した名簿となる	○旧町村分を含め統一	○旧町村史区分が各町村で継承される
デメリット	●古い公職者名は旧町村史参照	●「1案」の名簿区分以外 は作成されない	●両町村のバランスがとれない

※旧町村史と「1案」の公職者名簿比較表…資料2

3. 統計資料

※ 掲載にあたっては本編との調整が必要

①地目別土地面積

②人口・世帯数・年齢階層別人口（国勢調査）

③人口動態（人口動態調査）

自然増減・社会増減

④産業別事業概要（経済センサス）

産業分野別事業者数、従業者規模等

⑤漁業概要（漁業センサス）

経営体数、従業者数、水産加工場数等

⑥農業概要（農林業センサス）

経営体数、従業者数、耕地面積、家畜飼養頭数

⑦観光客概要

入込数、宿泊客数

4. 選挙（案）

①選挙人名簿登録者数（在外含む）

②各種選挙結果

町（村）長、町（村）議員、道知事、道議会議員、衆議院議員、参議院議員

5. 合併後の財政状況（案）

決算一覧 財政指標

※ 本編の第3編「新町の行政と議会」第4章「財政健全化」との調整必要